

3
6
19

秘密指定解除
公文書監理室

極
秘

株式のTestについて(メモ)未定稿

(昭33.6.19)

1. 昭和20年6月19日現在、日本人の有していた在韓本社法人の株式(社員他その他の企業に関する利益を含む。)は、Testing Decree に従き、同年9月25日付をもつてすべて米軍政府に帰属せしめられ、その所有に戻すこととされた。米軍政府は、昭和23年4月21日の法令第185号により、帰属株式の日本人株主(社員その他株成員を含む。)の氏名を株主名簿より抹消し、米軍政府をもつて株主とし、新株券を発行することを要求している。

これらの米軍に帰属した株式は、昭和33年9月11日の米韓移転協定によつて韓国政府に譲渡された。

韓国側は以上の措置が米港条約第4条(b)においてわが国がその効力を承認した「処置」に該当しているとの見地のもとに、帰属等の処置により韓國政府及び国民が在韓本社法人の全株式を有することとなつたこととの結果として、当該法人の在日資産の引渡しを要求しているので、このような主張の妥当性の有無が問題となる。

2. 財産権の所在に関する一般原則に従えば、株式は、株券がどこに存するかにかかわらず、発行者の住所(本店所在地)に所をするものと考えられる。(無記名株式は動産と同様、株券の存するところにある。)上記の一般原則に従えば、在韓本社法人の株式については、たとえ株券が昭和20年6月

9日以後内地にあり又は内地に持ち帰られている場合でも、
その株式は本店の所在地　米軍政府の管轄地域内に所在し
ており、従つて、 Testing Decree により米軍政府に
Test されたという論理が可能となるとも考えられる。少く
とも、米軍政府の諸法令は、このような措置を有効になし
たことを肯定している。

3 しかしながら、このようを米軍政府による株式の換取とい
う処理については、まず、そのような換取行為が有効に行わ
れることができたかどうかが問題である。

法人の本店のある地域が、韓国に属することとなつた場合
であつても、当該法人が当然に韓国籍となり、法人の内部、
外部の一切の関係について韓国の法律の適用をうけたりする
わけではない。開鎖銀行、在外会社又は在外金融機関はいず
れも日本の法律（朝鮮銀行等）、單行の制令（朝鮮殖産銀行
等）又は朝鮮民軍令に準拠して設立された法人であるから、
その成立、機関の組織ならびに権限及び外部関係、法人と社
員との関係等については、日本の法令に従わなければならな
い。在韓本社法人は、韓國法上法人格を与えられてはいると否
とを問わず、日本の法令にもとづく法人として存続しており、
その株主権の行使は日本法の規定に従つて行われるべきもの
である。

朝鮮地盤は、昭和三十年九月三日のボツダム宣言の受諾により、わが國とは別個の法制定権力の下における独立の法域となつたと考うべきであり、このようを法制定権力の立法である *vesting Decree* 及び前記法令第 285 号等は、日本内地の法制のみをらず、従前の命令とも全く異質の法体系に属するものと解すべきである。従つて、これらの米軍政府の命令により又は法令に従つて行われた在韓本社法人の日本人所有株式の処理は、それ自体としては日本法上何ら法律上の効果を有しない事実行為であるにすぎない。
これらの事実行為に基いて、米軍政府が当該法人の株主権を取得し、且つこの取得をもつて会社に対抗しうるとするような日本法令は全く存しないのであるから、わが國としては、在韓本社法人の株主権の在韓米軍政府への帰属を日本国内法上承認しなければならない根拠はない。

(もつとも、白地式裏書又は白地譲渡証書附の株式が
され、米軍政府に引き渡された場合には、当事者間
*vest*においては株主権譲渡の効果を生ずることが考えられるが、
この場合でも合法的に株主名簿の番換が行われたのではを
い限り、韓国側としては、株式等の取得を当該法人に対し
て主張することはできないと解すべきである。)

また、米軍政府が在韓日本財産に対して行つた「処理」の効力については、没収立法の国際的効力に関する一般国際法上の原則にてらし、検討する必要がある。

(1) 従来の判決は、没収措置の行われた当時没収を行つた國の領土外にあつた財産については、動産、不動産、船舶等の有体財産はもちろん、没収措置によつて解散せしめられた法人の外國にある財産も外國にある会社の持分と同様に没収されるものでないことを一般に認めてゐる。

(2) また、昭和25年ロンドンにおいて行われた比較法国際会議の決議「外國権力より免する没収、取用撤収手段の効力」も、「すべて没収手段は、それがいかなる形式においてもされるにせよ、その効力は没収をなす國家の領土内に存する所有権にのみ限られるべきである。」「いずれの場合にも、没収をなす国家が当該資産の現実の占有を保持しているのでなければ没収は認められるべきでない。」と定めている。

(3) 従つて、在韓本社法人の在日資産が
等による「処理」の対象となつたことは認めるとしても、
これら法人の在日資産が韓国側に帰属したかという問題に
ついては、上記一般国際法上の原則に照らせば、
の直接の効果として在日資産が
されたと

解すべきでないことはもちろん、Vesting Decree によつて、当該法人の株式を Vest した結果、法人の在日資産に対する Title が韓国側に帰属したとの主張に対しては、日本はこれを否定し得ると考えられる。

5 日本が漢港平和条約第4条(1)で、在韓日本財産についての
米軍政府の「処理」の権力を承認していることが上記3および
4の一般原則に対し、個別条約をもつて除外例を承認した
ものではないかといふ問題がある。(韓國側は、おそらくこ
のよう主張を行つて来ると考えられる。)

しかしながら、日本が漢港条約第4条(1)において「米軍政
府により又はその指令に従つて行われた日本財産の処理の
権力」を承認した趣旨は、米軍政府が韓国内においてすでに実
現した部分の結果については争わないことを事後の承認し
た趣旨にとどまり、米軍政府が処理を行うに当つて発した指
令(法令)を日本国内においても適用すべき法規として承認
することを含むものではない。韓國の立法はもとより、米軍
政府の法令といえども、日本法とは全く異なる法創定権力に基
くものであつて、それによつて日本国内の事項を規定するこ
とはできないことはいりまでもない。従つて、韓國が米軍政
府の立法を根拠として取得した権限に基いて、日本国内にあ
る財産等に関する請求権を取得し、これを実現するために日
本に法律的行政援助を求めようとする場合に、わが方として
これに応する義務はないと解せられる。

また、わが方としては「日本財産の処理」とは、社会通念
に従つて、財産物が具体的に処理せられ米軍政府に帰属せし

められたと認められるような状態をいうものであり、概念的に所有権を米軍政府に帰属せしめるような処理を行つていてもその対象が米軍政府の支配下を離れて内地に復帰してまつてゐるような場合はもちろんのこと、帰属により取得した株式の効力として現に占有を有していない財産の引渡又はその清算残余額の分配を請求する場合も「日本財産の処理」としての効力がないと主張することができる。

6 以上のように、韓国側の任韓本社法人の在日財産に対する引渡請求については、

(1) 本取扱いの法令により、日本法人たる任韓本社法人の株式を Vest することは不可能であつて、その結果を象徴する約束も無いにもとづいて、日本に対し有効に主張することができない。

(2) 財産授受に関する一概同意法上の根拠に蒙らしても、韓国側の主張は根拠がないのみでなく、日本側としては、韓を半ば(米約束も無い)の根拠によつても、韓国側が、任韓本社法人の株式を Vest したことを承認する義務を負うものではない。

その結果により、これを承認すべきであるとする誤謬はない。

任韓本社法人の在日財産には Vesting Decree 等の處理の能力は及んでおらず、従つてこれらは依然日本法人による任韓本社法人に充てしており、その資本および請求権等分割等の手続については、日本法の規定に従つて行われるべきである。(平日財産の資本、營業の結果生じた損益等は Vesting Decree 等の處理とは関係なく、日本法上過法な権利に分離すべきであると解される。)